

## 政策 I-1-(2)-④

### 1. 政策及び16年度重点施策等

政策	資本増強行の経営の健全化
16年度重点施策	経営健全化計画のフォローアップ
参考指標	経営健全化計画の履行状況

### 2. 政策の目標等

法定任務	金融機能の安定
基本目標	金融機関が健全に経営されていること
重点目標	金融機関のリスク管理態勢が確立されていること

### 3. 政策の内容

金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律（以下「早期健全化法」という。）に基づき公的資金による資本増強を受けた金融機関は、経営の合理化のための方策等を含む経営健全化計画<sup>※1</sup>を策定し、公表しています。

この計画の履行状況については、半期ごとに金融機関に報告を求め、金融庁より公表しており、パブリック・プレッシャーの下で各金融機関の経営健全化計画の履行を促し、金融機関の経営の早期健全化を図ることとしています。

### 4. 平成16事務年度における事務運営についての評価

早期健全化法に基づき資本増強が行われた金融機関の経営健全化計画の履行状況については、各金融機関からの報告を取りまとめて半期毎に公表しており、パブリック・プレッシャーによる自己規正が図られています。また、計画未達の金融機関について、報告の徴求、業務改善命令といった監督上の措置が講じられています。報告徴求では、収益等が計画を下回ったことを踏まえて、更なるリストラ策等の代替措置を求め、これを受けた金融機関においては、収益改善に向けた措置を策定・実施しています。また、業務改善命令では、収益改善策を含む業務改善計画の提出・実施等を求め、これを受けた金融機関においては、収益強化策や経費削減策を含む業務改善計画を策定し、その四半期毎の実施状況を報告しています。こうした枠組みの下で、資本増強を受けた金融機関の経営健全化が促されています。

<sup>※1</sup> 経営健全化計画には、「経営の合理化のための方策」、「責任ある経営体制の確立のための方策」、「配当等により利益の流出が行われないための方策」、「資金の貸付けその他信用供与の円滑化のための方策」等が含まれています。

(注) 資本増強行のうち、横浜銀行は 16 年 8 月に公的資金を全額処分・返済しました。

また、16 年 8 月及び 17 年 3 月にはみずほフィナンシャルグループが、16 年 11 月には三井住友フィナンシャルグループが、合わせて 6,836 億円の優先株式の処分を行いました。

さらに、16 年 9 月及び 17 年 3 月にはみずほフィナンシャルグループ、三井トラストホールディングスが、合わせて 5,650 億円の劣後債・ローンの期限前償還・期限前弁済（いわゆる「コールオプション行使」）を行いました。

この結果、旧安定化法及び早期健全化法に基づく資本増強額（約 10.4 兆円）の 17 年 3 月末の残高は約 6.9 兆円となっています。こうした動きは、基本的に各金融機関の経営健全化の進展を反映したものであると考えています。

## **5. 今後の課題**

より強固な金融システムの構築のために、早期健全化法に基づき公的資金による資本増強を受けた金融機関の経営のより一層の健全性の確保に向けて、引き続き行政面における適切な対応に努めていく必要があります。

このため、平成 18 年度においては、公的資本増強行の優先株式等の処分に係る業務に対応する定員要求を行う必要があります。

## **6. 当該政策に係る端的な結論**

政策の達成に向けて成果が上がっていますが、環境の変化や取組みの有効性等を踏まえ、取組みの充実・改善や新たな施策の検討等を行う必要があります。